

昭和三十三年政令第二百一十七号

証人等の被害についての給付に関する法律
施行令
内閣は、証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九十九号）第六条及び第十二条の規定に基き、この政令を制定する。

法務大臣は、証人等の被害についての給付に関する法律（以下「法」という。）の実施

に關し、法による給付を受ける権利を裁定するほか、次に掲げる権限を有する。

第一条

法務大臣は、証人等の被害についての給付に関する法律（以下「法」という。）の実施

に關し、法による給付を受ける権利を裁定するほか、次に掲げる権限を有する。

第二条 法務大臣は、証人等の被害についての給付に関する法律（以下「法」という。）の実施

に關し、法による給付を受ける権利を裁定するほか、次に掲げる権限を有する。

第三条 法務大臣は、証人等の被害についての給付に関する法律（以下「法」という。）の実施

に關し、法による給付を受ける権利を裁定するほか、次に掲げる権限を有する。

第四条 法務大臣は、証人等の被害についての給付に関する法律（以下「法」という。）の実施

に關し、法による給付を受ける権利を裁定するほか、次に掲げる権限を有する。

第五条 法務大臣は、証人等の被害についての給付に関する法律（以下「法」という。）の実施

に關し、法による給付を受ける権利を裁定するほか、次に掲げる権限を有する。

第六条 法務大臣は、証人等の被害についての給付に関する法律（以下「法」という。）の実施

に關し、法による給付を受ける権利を裁定するほか、次に掲げる権限を有する。

第七条 法務大臣は、証人等の被害についての給付に関する法律（以下「法」という。）の実施

に關し、法による給付を受ける権利を裁定するほか、次に掲げる権限を有する。

第八条 法務大臣は、証人等の被害についての給付に関する法律（以下「法」という。）の実施

に關し、法による給付を受ける権利を裁定するほか、次に掲げる権限を有する。

第九条 法務大臣は、証人等の被害についての給付に関する法律（以下「法」という。）の実施

に關し、法による給付を受ける権利を裁定するほか、次に掲げる権限を有する。

第十条 法務大臣は、証人等の被害についての給付に関する法律（以下「法」という。）の実施

に關し、法による給付を受ける権利を裁定するほか、次に掲げる権限を有する。

第十一条 法務大臣は、証人等の被害についての給付に関する法律（以下「法」という。）の実施

に關し、法による給付を受ける権利を裁定するほか、次に掲げる権限を有する。

第十二条 法務大臣は、証人等の被害についての給付に関する法律（以下「法」という。）の実施

に關し、法による給付を受ける権利を裁定するほか、次に掲げる権限を有する。

第十三条 法務大臣は、証人等の被害についての給付に関する法律（以下「法」という。）の実施

に關し、法による給付を受ける権利を裁定するほか、次に掲げる権限を有する。

第十四条 法務大臣は、証人等の被害についての給付に関する法律（以下「法」という。）の実施

に關し、法による給付を受ける権利を裁定するほか、次に掲げる権限を有する。

第十五条 法務大臣は、証人等の被害についての給付に関する法律（以下「法」という。）の実施

に關し、法による給付を受ける権利を裁定するほか、次に掲げる権限を有する。

（療養の実施）

第三条 療養給付（療養に要する費用の給付を除く。）は、法務大臣が包括的に又は療養給付を行なうべき事件ごとにその開設者の同意を得て指定する病院又は診療所において行うものとする。

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

（療養の実施）

第三条 療養給付（療養に要する費用の給付を除く。）は、法務大臣が包括的に又は療養給付を行なうべき事件ごとにその開設者の同意を得て指定する病院又は診療所において行うものとする。

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

（療養の実施）

第三条 療養給付（療養に要する費用の給付を除く。）は、法務大臣が包括的に又は療養給付を行なうべき事件ごとにその開設者の同意を得て指定する病院又は診療所において行うものとする。

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

かつ、法第三条に規定する証人等の範囲に属する者（加害行為時にいて他に生計のみちがなく、主として当該被害者の扶養を受けていた者に限る。以下この条において「扶養親族」といいう。）を有していた被害者に係る給付については、前項の金額に、第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十三円をそれぞれ加算して得た額をもつて給付基礎額とする。

二 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

三 一日までの間にある子

四 一日までの間にある孫

五 一日までの間にある父母及び祖父母

六 一日までの間にある弟妹

七 一日までの間にある孫

八 一日までの間にある父母及び祖父母

九 一日までの間にある弟妹

十 一日までの間にある孫

十一 一日までの間にある父母及び祖父母

十二 一日までの間にある弟妹

十三 一日までの間にある孫

十四 一日までの間にある父母及び祖父母

十五 一日までの間にある弟妹

十六 一日までの間にある孫

十七 一日までの間にある父母及び祖父母

十八 一日までの間にある弟妹

十九 一日までの間にある孫

二十 一日までの間にある父母及び祖父母

二十一 一日までの間にある弟妹

二十二 一日までの間にある孫

二十三 一日までの間にある父母及び祖父母

二十四 一日までの間にある弟妹

二十五 一日までの間にある孫

二十六 一日までの間にある父母及び祖父母

二十七 一日までの間にある弟妹

二十八 一日までの間にある孫

二十九 一日までの間にある父母及び祖父母

三十 一日までの間にある弟妹

じ。）のいずれに該当するかに応じ、一年につき給付基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

二 二級 三百三十三

三 三級 二百四十五

四 二級 二百七十七

五 一級 二百五十五

六 八級以上に該当する障害が二以上ある場合に、前項の規定による障害等級の三級上位に最も有利なものによる。

二 八級以上に該当する障害が二以上ある場合に、前項の規定による障害等級の二級上位には、前項の規定による障害等級の二級上位の障害等級

三 五級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の三級上位の障害等級

四 傷病給付を受ける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに第二項各号に掲げる他の傷病等級に該当するに至つた場合においては、新たに該当するに至つた傷病等級に応ずる傷病給付を行うものとし、その後は、従前の傷病給付は、行わない。

五 傷病給付を受ける者には、休業給付は、行わない。

六 傷病給付を受ける者には、休業給付は、行わない。

七 傷病給付を受ける者には、休業給付は、行わない。

八 傷病給付を受ける者には、休業給付は、行わない。

九 傷病給付を受ける者には、休業給付は、行わない。

十 傷病給付を受ける者には、休業給付は、行わない。

十一 傷病給付を受ける者には、休業給付は、行わない。

十二 傷病給付を受ける者には、休業給付は、行わない。

十三 傷病給付を受ける者には、休業給付は、行わない。

十四 傷病給付を受ける者には、休業給付は、行わない。

十五 傷病給付を受ける者には、休業給付は、行わない。

十六 傷病給付を受ける者には、休業給付は、行わない。

十七 傷病給付を受ける者には、休業給付は、行わない。

十八 傷病給付を受ける者には、休業給付は、行わない。

十九 傷病給付を受ける者には、休業給付は、行わない。

二十 傷病給付を受ける者には、休業給付は、行わない。

二十一 傷病給付を受ける者には、休業給付は、行わない。

二十二 傷病給付を受ける者には、休業給付は、行わない。

二十三 傷病給付を受ける者には、休業給付は、行わない。

（障害給付の金額及び支給方法）

第五条 法第五条第一項第三号に規定する障害給付は、次項に規定する一級から七級までの障害等級に該当する障害がある場合には、当該障害等級が存する期間に、障害給付年金を毎年支給して行い、同項に規定する八級から十四級までの障害等級に該当する障害がある場合には、障害給付の金額は、前項第一号の規定による障害給付の金額は、それの障害に応ずる障害等級による障害給付の金額を合算した金額を超えてはならない。ただし、同号の規定による障害等級が七級以上になる場合は、この限りでない。

三 既に障害のある被害者が、法による給付の原因となる負傷又は疾病によって同一部位について障害の程度を加重した場合において行う障害給付の金額を合算した金額を超えてはならない。

四 既に障害のある被害者が、法による給付の金額を合算した金額を超えてはならない。

五 既に障害のある被害者が、法による給付の金額を合算した金額を超えてはならない。

六 既に障害のある被害者が、法による給付の金額を合算した金額を超えてはならない。

七 既に障害のある被害者が、法による給付の金額を合算した金額を超えてはならない。

八 既に障害のある被害者が、法による給付の金額を合算した金額を超えてはならない。

九 既に障害のある被害者が、法による給付の金額を合算した金額を超えてはならない。

十 既に障害のある被害者が、法による給付の金額を合算した金額を超えてはならない。

十一 既に障害のある被害者が、法による給付の金額を合算した金額を超えてはならない。

十二 既に障害のある被害者が、法による給付の金額を合算した金額を超えてはならない。

十三 既に障害のある被害者が、法による給付の金額を合算した金額を超えてはならない。

十四 既に障害のある被害者が、法による給付の金額を合算した金額を超えてはならない。

十五 既に障害のある被害者が、法による給付の金額を合算した金額を超えてはならない。

十六 既に障害のある被害者が、法による給付の金額を合算した金額を超えてはならない。

十七 既に障害のある被害者が、法による給付の金額を合算した金額を超えてはならない。

十八 既に障害のある被害者が、法による給付の金額を合算した金額を超えてはならない。

十九 既に障害のある被害者が、法による給付の金額を合算した金額を超えてはならない。

二十 既に障害のある被害者が、法による給付の金額を合算した金額を超えてはならない。

（介護給付の範囲、金額及び支給方法）

第五条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受

ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の支給原因となつた障害であつて、法務省令で定める障害に該当するものにより、當時又は隨時介護を要する状態にあり、かつ、當時又は隨時介護を受けている場合に、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。

一 病院又は診療所に入院している場合
二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」といふ。)に入所している場合(同条第七項に規定する生活介護(同号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)

三 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として法務大臣が定めるものに入所している場合

介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 介護給付に係る障害(障害の状態に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。)が當時介護を要する程度の障害として法務省令で定めるものに該当する場合(次号において「當時介護をする場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けていた日があるとき(同号に掲げるときはを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額が八万千二百九十九円以下である場合に限る。)八万千二百九十九円

三 介護給付に係る障害が随时介護を要する程度の障害として法務省令で定めるものに該当する場合(次号において「随时介護を要する場合」といふ。)

二 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護給付の支給原因たる事実が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出される額が八万千二百九十九円以下である場合に限る。)八万千二百九十九円

三 介護給付に係る障害が常に介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出される額が八万千二百九十九円以下である場合に限る。)

四 前号において「随时介護を要する場合」といふ。)の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときはを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額が八万八千九百八十円を超えるとき(その額が八万八千九百八十円を超えるときは、八万八千九百八十円)

五 隨時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が四万六百円以下である場合に限る。)四万六百円

第六条 法第五条第一項第五号に規定する遺族給付は、遺族給付年金又は遺族給付一時金として支給する。

第七条 遺族給付年金を受けることができる遺族は、被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事实上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、被害者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)以外の者にあつては、被害者の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一 夫(婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母にあつた者を含む。以下同じ。)以外の者にあつては、被害者の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

二 子又は孫について(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること)。

三 弟兄姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること又は六十歳以上であること。

四 前号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、法務省令で定める障害の状態にあること。

第五条 遺族給付年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。(この場合において、同順位者がなく後順位者があるときは、同順位者による場合に限る。)

一 前条第一項第四号に規定する状態になり、又はその事情がなくなつたとき(五十五歳以上であるときは、この場合において、同順位者がなく後順位者があるときは、同順位者による場合に限る。)

二 前条第一項第四号に規定する状態になり、又はその事情がなくなつたとき(五十五歳以上であるときは、この場合において、同順位者がなく後順位者があるときは、同順位者による場合に限る。)

三 遺族給付年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第三項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読みかえるものとする。

四 遺族給付年金を支給する。

第五条 遺族給付一時金は、次の場合に支給する。

一 被害者の死亡の当時遺族給付年金を受けることができる遺族がないとき。

二 遺族給付年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族給

れる額に満たないときは、その者の遺族に対し、障害給付として、その差額に相当する額の
障害給付年金差額一時金を支給する。

一時金の支給について準用する。この場合において、第八条第二項中「前項」とあるのは「附則第二条第一項及び第二項」と、「同項」とあるのは「同条第一項又は第二項」と、第十二条第三項中「第一項第三号及び第四号」とあるのは「附則第二条第三項第二号」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

(障害給付年金前払一時金)

第三条 当分の間、障害給付年金を受ける権利を有する者が申し出たときは、障害給付として、障害給付年金前払一時金を支給する。

2 前項の規定による申出は、障害給付年金の最初の支払に先立つて行わなければならない。ただし、既に障害給付年金の支払を受けた場合であつても、当該障害給付年金の給付金額の決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。

3 第一項の規定による申出は、同一の被害について二回以上行うことはできない。

4 障害給付年金前払一時金の額は、前条第一項の表の上欄に掲げる当該障害給付年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額(当該障害給付年金について第五条第八項の規定が適用された場合には、前条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同項各号に定める額)。以下この項において「障害給付年金前払一時金限度額」という。又は障害給付年金前払一時金限度額の範囲内の額で給付基礎額の千二百倍、千倍、八百倍、六百倍、四百倍(しきくは二百倍に相当する額のうちから当該障害給付年金を受ける権利を有する者が選択した額とする)。ただし、当該障害給付年金前払一時金に係る申出が第一項ただし書の規定によるものである場合には、当該障害給付年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害給付年金前払一時金限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害給付年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、給付基礎額の千二百倍、千倍、八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該障害給付年金を受ける権利を有する者が選択した額とす

4 第八条第二項の規定は障害給付年金差額一時金の額について、第十二条第三項並びに第十四条第一項及び第二項の規定は障害給付年金差額

由が生じた日の属する月の翌月（当該障害給付年金前払一時金に係る申出が第一項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、その月以後の各月に支給されるべき障害給付年金の額（当該障害給付年金前払一時金が支払された月後の最初の障害給付年金の支払期月から起算して一年を経過する月後の各月に支給されるべき障害給付年金については、その額を、加害行為時ににおける法定利率に当該最初の障害給付年金の支払期月から当該各月までの年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額）の合計額が当該障害給付年金前払一時金の額を超えることとなる月の前月まで、その支給を停止する。

6 前項の規定による障害給付年金の支給の停止が終了する月の翌月に係る障害給付年金の額は、同項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの期間が、一年以内の場合については当該障害給付年金前払一時金の額から同項の規定により当該障害給付年金の支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「支給停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、一年を超える場合にあつては当該障害給付年金前払一時金の額から支給停止期間に係る合計額を差し引いた額に加害行為時における法定利率に前項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数を乘じて得た額を、それぞれ当該終了する月の翌月に支給されるべき当該障害給付年金の額から差し引いた額とする。

（遺族給付年金前払一時金）

第四条 当分の間、遺族給付年金を受ける権利を有する遺族が申し出したときは、遺族給付として、遺族給付年金前払一時金を支給する。

2 遺族給付年金前払一時金の額は、給付基礎額の千倍、八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該遺族給付年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。ただし、当該遺族給付年金前払一時金に係る申出が第四項において準用する前条第二項ただし書の

5 障害給付年金前払一時金が支給された場合に
おける当該障害給付年金前払一時金に係る障害
給付年金は、当該障害給付年金を支給すべき事

額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、給付基礎額の八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該遺族給付年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。
4 3 遺族給付年金を受ける権利を有する遺族が二人以上ある場合には、第一項の規定による申出及び前項の規定による選択は、これらの遺族がそのうち一人を代表者に選任し、その代表者が行うものとする。
第八条第二項の規定は遺族給付年金前払一時金の額について、前条第二項及び第三項の規定は遺族給付年金前払一時金の申出について、同条第五項及び第六項の規定は遺族給付年金前払一時金が支給された場合について準用する。この場合において、第八条第二項中「前項」とあらわれるのは「附則第四条第二項」と、前条第五項中「当該障害給付年金を支給すべき事由が生じた日の属する月」とあるのは「当該遺族給付年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（附則第八条第一項の規定により遺族給付年金を受け取ることができることとされた遺族であつて当該遺族給付年金を受ける権利を有するもの（以下この項において「特例遺族給付年金受給権者」という。）に支給すべき遺族給付年金にあつては、その者が当該遺族給付年金に係る被患者の死亡の時期に応じ同条第一項の表の下欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）」と、「当該障害給付年金前払一時金が支給された月後の最初の障害給付年金の支払期月」とあるのは「当該遺族給付年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族給付年金の支払期月（特例遺族給付年金受給権者が支給停止解除年齢に達する月前においてその者に支給された遺族給付年金前払一時金に係る遺族給付年金にあつては、その者について附則第八条第三項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族給付年金に係る遺族給付年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族給付年金の支払期月」と読み替えるものとする。
(未支給の給付等に関する規定の読み替え)
第五条 障害給付年金差額一時金及び遺族給付年金前払一時金の支給を行われる間、第十一一条第

規定によるものである場合には、給付基礎額の千倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該遺族給付年金の

る給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお前述の例による。

の項第三号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同項第四号中「の母指を含み三の手指」とあるのは「の母指及び示指の用を廃した

- （経過措置）
2 (改正後の第四条第二項及び第三項並びに第五条の二第二項の規定は、平成十八年四月一日以後に支給原因たる事実が生じた給付並びに同日に支給原因たる事実が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。)
附 則 (平成一八年五月八日政令第一九三号)
この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日（平成十八年五月二十四日）から施行する。
附 則 (平成一八年八月三〇日政令第二八四号)
（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条の二第二項第二号の改正規定及び同項に一号を加える改正規定は、平成十八年十月一日から施行する。
（経過措置）
2 改正後の規定（第五条の二第一項第一号及び第三号の規定を除く。以下同じ。）は、平成十八年四月一日から適用し、同日前に給付の事由が生じた傷病給付、障害給付、介護給付及び遺族給付については、改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。
前項に規定するもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、法務省令で定める。
附 則 (平成一九年四月一日政令第一四〇号)
（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2 改正後の第四条第三項の規定は、平成十九年四月一日以後に支給原因たる事実が生じた給付並びに同日前に支給原因たる事実が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。
附 則 (平成二〇年三月三一日政令第一〇三号)
（施行期日）
1 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

付の事由が生じた給付並びに施行日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で施行日以後の期間について支給すべきものの給付基礎額について適用し、その他の給付の給付基礎額については、なお従前の例による。

改定後の第五条の二第二項の規定は、施行日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、施行日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。